

新編國語讀本  
高等小學校  
兒童用 卷四

T1A3  
10  
Ko97k

明治四十三年八月六日  
富小學校用兒童兒科語書科教用書省定檢定文部省

武山庄次文一郎著  
新編國語讀本  
音響學校用  
株式會社岩波文庫

東京

株式會社岩波文庫

第一課	海國	卷四 目次	新編國語讀本	高 小 學 校 卷 四 目 次
第二課	海の歌	三一	第三課	山田長政
第三課	猿狹	三二	第四課	勇將琵琶に泣く
第四課	山田長政	三三	第五課	祭禮に人を招く
第五課	勇將琵琶に泣く	三四	第六課	害蟲
第六課	祭禮に人を招く	三五	第七課	保護鳥
第九課	佐藤つる	三六	第八課	佐藤つる
第十課	賢母の教訓	三七	第十一課	櫻井の里
第十一課	櫻井の里	三八		

圖書和圖書通



a 1 3 8 0 3 2 8 1 1 6 a

福岡教育大学蔵書

高小學科用書

高等用目次

株式會社岩波文庫

第十二課	風船	四十三
第十三課	烟の日方	四十七
第十四課	噴火山	五十一
第十五課	類焼を見まし	五十三
第十六課	善く働き善く遊べ	五十六
第十七課	平田篤胤	五十九
第十八課	愛國少年	六十三
第十九課	裁判三題	六十七
第二十課	内地雜居	七十三
第二十一課	三十五勇士	七十六
第二十二課	割八卒	八十

新編國語讀本高等小學校  
兒童用卷四

第一課 海國

わが大日本帝國は、東南に太平洋あり、西北に支那海・日本海ありて、四面、みな、海をめぐらせり。

ゆゑに、海上の交通すこぶる自在にして、朝鮮・支那には、わづかに、兩三日にして著すべく、オーストラリヤ洲には、十二三日にして達すべし。また、アメリカ合衆國に到らん

にも、十五六日をこゆることなし。これ、わが國の、英國と東西に對立して、世界の海國と稱せらるるやゑんなり。

海國にありて、國の富強をはからんには、よろしく、海軍と海運とを隆盛ならしめざ

るべからず。

かの英國は、つとに、海運の發達をはかり、また、海軍の擴張をつとめしかば、今は、その富強、世界に冠たるに至れり。これ、まことに、

冠

隆盛。

海國の實をあげたるものといふべし。

されば、われ等海國の民たるもののは、常に、意を海事にとときて、海軍と海運との隆盛をはかり、海を見ること坦途の如く、船を見ること車馬の如く、縱横に海上をはせめぐりて、大いに海國の實を擧げざるべからず。

## 第二課 海の歌

ああ海原ののどけしや  
空か水かの沖あひに

沖

船。帆。  
前。

煙をはくは蒸氣船  
風をはらむは帆前船  
釣りするあまのあとききに  
人を恐れぬあほーどり  
鳥のたちゐのをかしきよ  
船のゆききのおもしろさ  
ああ海原のおとろしや

騒  
雲騒がしく風あれて  
磯もとどろによする波

凄

あれでくだけてさけてちる  
船はなみまにただよひて  
たちまち高く又低し  
げにあらなみのおとろしき  
げに早風の凄まじき  
ああ海原のたふとしや  
はてよりはての浦々に  
ゆききの出來るも海ゆゑど  
海は世界の大路なり

海草魚類貝さんご

くぢらあざらしおつとせい  
とれどつきぬは海なるど

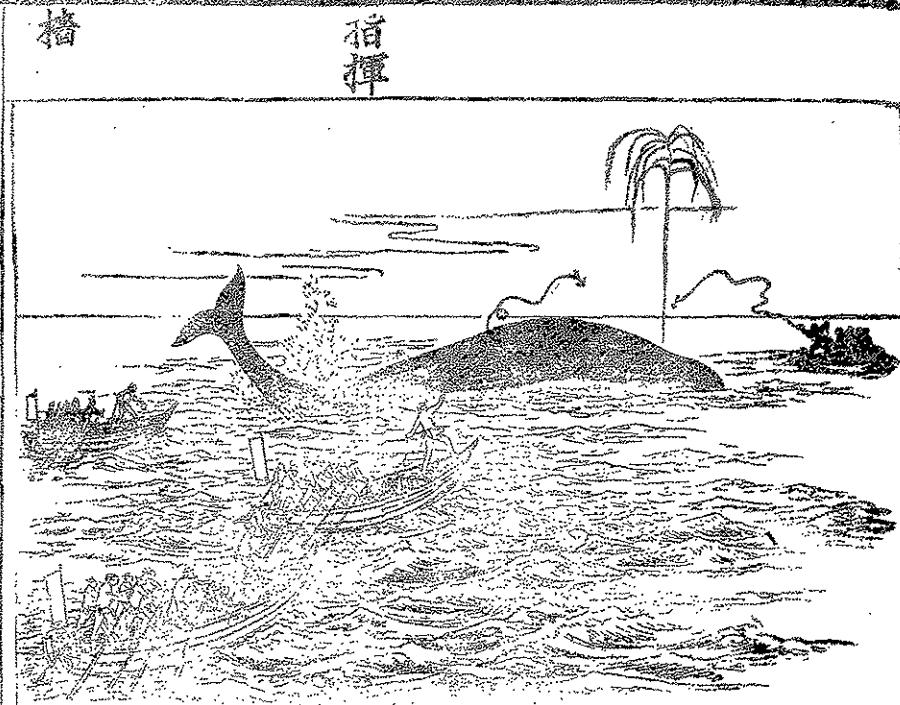
海は世界の寶庫なり

寶庫

### 第三課 鯨獵

漁獵。

スペテ、漁獵ハ、波ノ上テ、雨風ニハダヲサラシテ、ハタラク仕事デ、十力ナカ、勇マシイモノデアル。中デモ、一番勇マシイノハ、鯨獵デアル。



橋

指揮

鯨獵ハ、大抵、數十人ノ漁夫ガ、一組ニナツテスルノデアル。ソノ中ニ、一人ノカシラガアツテ、ゾレガ、漁夫ヲ指揮スル有様ハ、マルデ、大將ガ、兵隊ニ號令スルヨードアル。

橋ノ上テ、見張ラシ

テ居ル人ガ、鯨ヲ見ツケテ知ラセルト、一同  
ハ、スグニ、出發ノ用意ヲトトノヘ、十數艘ノ  
小舟ニ乘ツテ、飛アガ如クニ、沖アヒニ出ル。  
漁夫ノカシラガ、大音ヲアゲテ、カカレ。ト  
號令ヲ下スト、數多ノ漁夫ハ、我モ我モト、鯨  
ニモリヲナゲツケル。

鯨ハ、大方ニ敵ヲ受ケテ、コハタマラシ。ト  
逃ゲマハル。ケレドモ、モリニツイテ居ル長  
イ繩ノサキガ、船ニシバリツケテアルノテ、

船ハ、鯨ニ離レズ、ドコマテモ追ツテ行ク  
鯨ハ、ヲリヲリ、息ヲスルタメニ、水面ニ浮  
アユエゾノタビゴトニ、モリヲ投ゲツケル。  
ソレテ、サスガノ鯨モ、ダンダン翁ツテ、船ニ  
引カレルヨーニナル。ゾノ時ハ、聞ノ聲ガ、海  
面ニ鳴リ渡ル。

コレマテハ、ミナ、コンナ方法テ、鯨ヲトツ  
タモノアルガ、今日デハ、汽船ニ乗ツテキ  
テ、大砲デウチ殺ス。コトガ多クナツテ來タ、

コレモ、漁獵ノ進歩ノ一ツデアル。

鯨は、海中にすむ獸類にして、その形、あたかも魚に似たり。頭は、はまだ大きくして、全身の三分の一に達し、口には齒をくして、上あでにひずあり。

鯨の肉は、食用とし、骨とひげとは、種々の細工に用ひ、油は、燈の用に供し、尾ひれは、らわたは、こやしとするなど、全身、一として、やくにたたざる所をし。ゆゑに、一頭の鯨を得ると利益、數千圓に上るといふ。

#### 第四課 山田長政

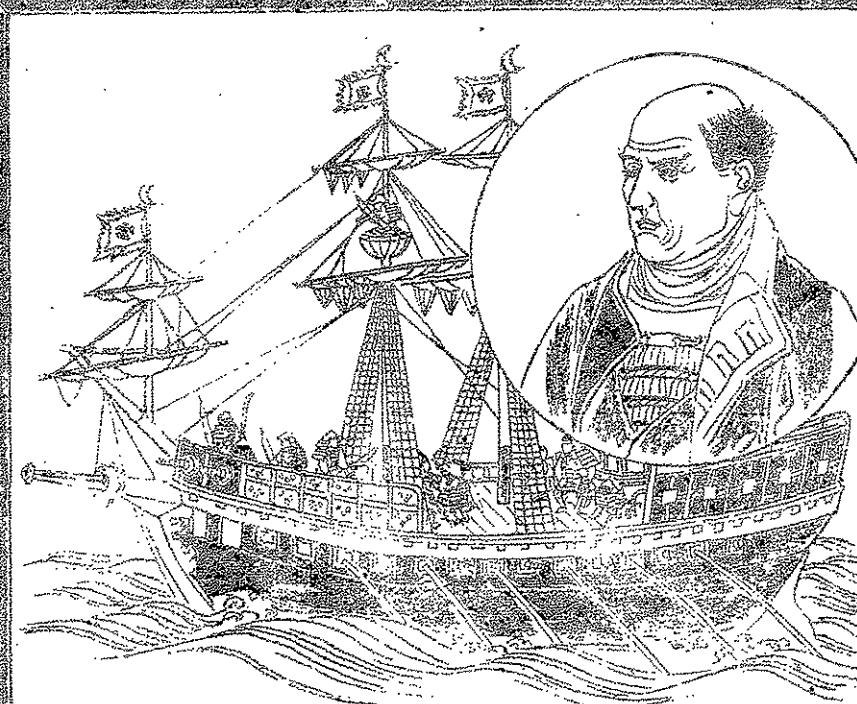
今カラ三百年前ニ、山田長政トイフ大膳十人ガアツタ。アル年、二人ノ商人ニタノンテ、臺灣マデツレテイフテモラツタ。ソレカラ、一人デシヤむ國ヘ渡ツタ。

時ニ、じやむ國ハ、らこん國ト合戦ノマササイ中ニアツタ。長政ハ、じやむ國ノ軍隊ノ有様ヲ見テ、アンナ不規律ナコトテ、勝タレルモノカ。トイツタ。しゃむ軍ハ、果シテ大マケヲシタ。

援兵。

國王ハ長政ノイツタ言ヲ聞イテ、長政ヲ大將ニシタ。ゾコテ、長政ハ、一萬餘ノ軍兵ニ日本風ノ甲冑ヲ著セ、日本ノ援兵ガ來タ。ドイヒフラシテ出發シタ。

らこんノ兵ハ、ゴレヲ聞イテ、大ソード恐レ、サンザンニウチ破ラレテシマツタ。長政ハ、勢ニノフテ、無ニ無ニ攻メタテテ、ビヒニ、らこんノ都ヲ陷レ、王ヲ擒ニシテ歸ツタ。ソコデ、しゃむ國ノ武威ハ、遠近ニフルツ



テ來タ。しゃむ王ハ、大イニ喜ンテ、長政ヲらこんノ國王ニシタ。マモナク、しゃむ國ノ政ヲ長政ニ任セタ。  
ソノ後、サキニ長政ヲ送フテ、

レタ二人ノ商人ガ、ミチミキ交易シテ、じヤ  
ムノ國マテ來タ。

スルト、國王カラノ御召ダトイフノテ、ニ  
人ハ、不安心ナカラ、王宮ニ導カレルト、ヤガ  
テ、國王が出御セラレタ。二人ハ恐縮シテ、仰  
ギ見ルコトガ出來ナカツタ。

二人ガ宿ニ歸ルト、ゾノ接待ガ、非常ニ丁  
寧ニアツタ。二人ハ、何ガ何ダカ分ラナイノ  
テ、タダ、モヤモヤシテ居ルト、ゾノ夜、國王ガ  
臨御セラレタ。

國王ハ、笑ヒナガラ二人ノ肩ヲウツテ、故  
人恙ナシヤ。トイツタ。二人ハ驚イテ、コレヲ  
見ルト、先年ノ長政デアツタ。長政ハ、改メテ、  
「自分が今日ノ立身ハ、實ニ、兩君ノ賜デアル。  
トイツタ。サウシテ、手厚イオクリ物ヲシテ、  
日本ニカヘラセタ。

長政ハ、國王ニナツタ後モ、日本ヲ忘レズ  
ニ、時々、ソノ國ノ產物ヲ幕府ニ獻上シタ。

## 第五課 勇將琵琶に泣く

昔、天徳寺了伯といふ勇將ありき。ある日、琵琶法師を招きて、平家の曲を語らしめしに、法師は、宇治川の先陣と、扇の約との二曲を語りけり。然るに、了伯は、その曲の終はるまで、涙に咽びて、顔をも上げ得ざりき。

後日、了伯は、家臣どもにむかひ、この程の曲をば、いかに聞きしどと問ひけり。

家臣どもは、いかにも、勇ましき物語にて、

この上もなくおもしろかりき。さるを、若には、始終御涙に咽びたまひしは、いかがおぼしまつて、いぶかしく存じ奉る。と申したり。

了伯は、これをきき天を仰ぎて大息して



れまでは、汝等をたのもしきものと思ひしに、今の一言にてきてきて、かを落したり。まづよく事のよしを考へ見よかの高綱はいかが。範頼にも景季にも與へられざりし名馬を頼朝より賜はりて「先陣せよ。」先陣仕らん」と誓ひしにあらずや。高綱もし人に先陣せられなば、いかが大ぜいの中より

またかの宗高はいかが大ぜいの中より

えらばれて、馬を障頭に乗り出しにあら

すや。宗高もし的を射とんじなば、かならず、馬上ながら腹かき切つて、身を海底に沈めしならん。

この兩人の心の中を察すれば、誰か、あはれを催きざるべき。われ戦に臨むときは、いつも、宗高・高綱の心にて槍を取り、故に、この二曲を聞きしこと、兩人の心中、思ひやられて、さらに、人ごととも覺えざりき。

されば、われは、汝等が一滴の涙をも落さ

ざりしを見て、かへつて、いぶかしく思ひし  
なり。實に、たのもしからぬものどもかな。  
といひしに、家臣ども、深く感じて、何の辭も出  
でざりきとぞ。

### 第六課 祭禮に人を招く

本月二十五日は、村社天滿宮の祭禮にあ  
たり候。今年は、秋のみのりもよければ、が  
ざりものなども、いろいろ出来るよしに  
て、格別にぎはしかるべしと存じ候。何も  
格別。

御かまひは申すまじけれど、御妹様を御  
連れなされ、前日より御出で下されたく  
候。右御案内申し上げ候。勿々。

### 返事

御村社天滿宮は、舞殿も御りっぱのよし  
參り居り、かねてより、參舞いたしたしと  
存じ居りたるをりから、御祭禮にて御招  
き下され、ありがたく存じ候。妹も始めて  
のことゆゑ、御手紙を舞見致すやいなや、

すぐにも参りたしと申し居り候ほどなれば、御厚意に従ひ、妹をも連れて、明日より参上いたすべく候。しかし、決して、御かもひ下さるまじき様、くれぐれも願ひおき候。舞復。

### 第七課 害蟲

こがね蟲・しゃくとり蟲・つぼー蟲・菜蟲・  
こほろぎなどは、植物の芽や葉を食ひ、根を  
切り、莖を枯らし、果實をいためなどして、恐  
ろしい害をするものである。

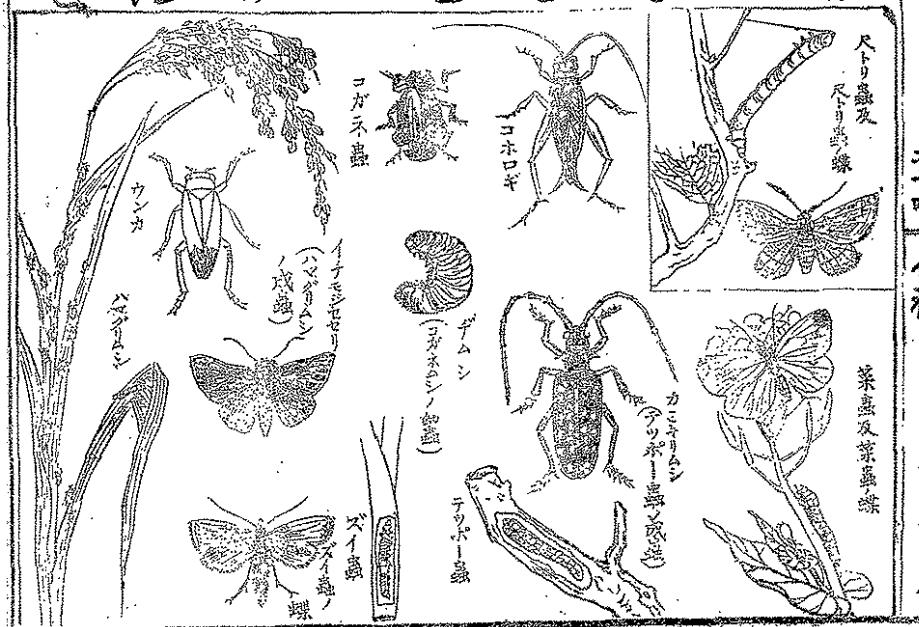
一層  
これ等の害蟲よりも一層恐ろしいのは、  
稻の害蟲である。これには種々あるが、その  
中で、大害をするのは、うんかずい蟲はまぐ  
り蟲などである。

うんかは、米粒よりも小さくて、色が青く  
て、横にはふ蟲である。つねに多く集つて、稻  
の養分を吸ひとり、さうして、その實のりを  
妨げるものである。

米粒

この蟲は、繁殖が非常に早くして、「少しうんかがついた」といって居る中に、村中の田を荒らしてしまふことは珍しくない。

稻のナミ蟲は、稻の莖に食ひこんで、さんざんにナミを食ひ、と



## 蛾

### 巢

これが枯れると、また他の莖に食ひこんで、いく本ともなく、稻を枯らすものである。この蟲は、十分成長すると、羽がはえて、蛾の類となる。

はまだり蟲は、細い縁で稻葉を集め、あるいは、稻葉を巻いて巢をこしらへ、晝は、その中にかくれてゐるが、夜になると、巢から出て、稻葉を食ふものである。この蟲は、後に蝶の類となる。

## 焚火。

これらの害蟲は、見つけ次第殺すがよい。殺すしかたは種々あるが、うんかやすい蟲の蛾は、火にあつまるものであるゆゑ、たいまつ・焚火などで取るが、一番たやすい。しかし、うんかを殺すには、との出來はじめに、田の中へ石油を流すが、一番よい方法である。全體、害蟲が出來てから殺すといふのは、もはやおとしいので、出來ない中によぼーするものが、何よりかんじんである。

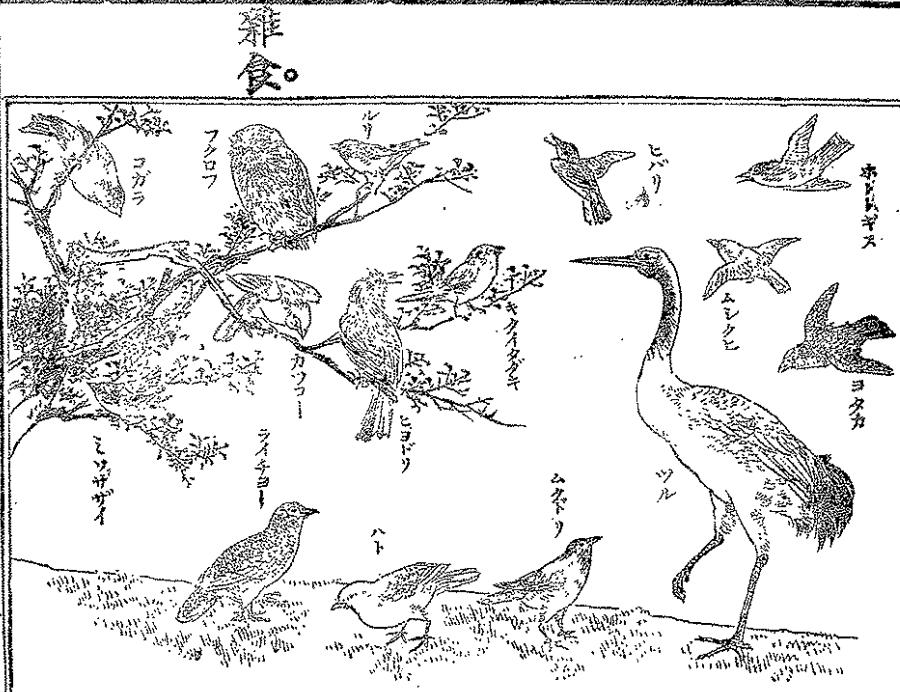
## 第八課 保護鳥

規則 捕鶴

保護鳥トハ、國ノ規則デ捕ヘルコトヲサシトメラレテアル鳥類ヲイフ。  
ソノ中デ、年中、捕ヘルコトヲトメラレテアルノハ、鶴・燕・コガラ・ヒガラ・四十カラ・五十カラ・エナガ・キクイタダキ・雪加ムシクヒ・ルリ・ヒタキ・三光鳥・セキレイ・ミソサザイ・ホトトギス・カツコ・ヨタカ・ミニヅク・ラクロフ・トビ・クソトビノニ十二種デアル。



マタ、オヨソ、三四月  
頃カラ、十月頃マテ、捕  
ヘルユトヲトメラレ  
テアルノハ、十一種ア  
ル。ゾレハ、雛・ヤマドリ・  
ヒヨ・ムクドリ・ヒバリ・  
モズ・ライチヨー・ウツ  
ラ・エゾヤマドリ・鳩・シ  
ギデアル。



保護鳥ノ中テ、鶴ハ、  
名鳥トシテ保護セラ  
レルノデアルガゾノ  
外ノ鳥類ハ、田畠・山林  
ナドノ益鳥トシテ保  
護セラレルノデアル。  
イロイロト雜食ス  
ル雀デサヘ、一週間ニ  
三キビキグラキ害蟲

ヲ捕ルトイアコトデアル。シテミレバ、蟲バ  
カリヲ食フ鳥ガ、春カラ秋ヘカケテ、雛ヲ育  
テル間ニ捕ル蟲ノ數ハ、實ニ、非常ナモノテ  
アラウ。

リレユエ、コレ等ノ鳥類ヲミダリニ捕ル  
ノハ、國ノオキテニ背クバカリテハナイ。マ  
コトニ、公益ヲ害スル惡シキ仕業デアル。

### 第九課 佐藤つる

佐藤つるは、備中の國の農家の女なり。幼  
きときに、父を失ひ、姉と共に、母の手一つに  
て育てられたり。家もとより貧しきが上に、  
母、病にかかりければ、一家の困難、たとへん  
方なし。つる、時に、年あづかに七歳なりけれ  
ど、娘をたすけて、共に母をみ抱しつぶさに  
辛苦をなめつくしたり。

後、母の病、やや愈えて、姉は、近村の人々に嫁  
ぎたれば、つるは、これより、一人して母を養  
ひ、人の地を借りてたがやし、男子にも劣ら

す立ち働きたり。

つるは、田畠を耕す間にも、をりをりは、家に歸りて、ねんごろに、母を慰め、また、夜は、母をいたはりて、快く眠りにつかせ、さて、後に、縁を紡ぎなどして、おとくまで働きたり。

明治二十三年六月、母の病重りければ、つるは、晝夜を分たず、母の看病をつとめたり。母、今はのきはに、つるに向ひ、「汝、かよあき身にてありながら、長き歳月の間、よく、家事を

つとめ、孝養至らざる所なし。今より後は、身を大切にし、また、娘にも心づけてよ。といひたり。つるは、涙ながらに、御心にかけさせたまふな」と答へしかば、母は、微笑して、目をとぢたり。

その後、つるは、朝夕、父母の靈をまつること、生けるに事ふるが如くし、また、その娘によく事へて、母の遺言を守りたり。

つるが孝悌の行は、かしこくも、雲の上ま

微笑。

孝悌

表彰

てきにえければ、明治二十四年十二月、縁談褒章を賜ひて、その善行を表彰せられたり。

### 第十課 賢母の教訓

延元元年、逆賊足利尊氏、西國の兵を率ゐて、都に攻め上らんとしけり。楠木判官正成、勅命を奉じて、これを兵庫に防ぎけるが、

賊の大軍には敵しがたく、つひに、湊川にて戦死しけり。

尊氏は、正成の首を楠木の家に送りける

に、一族衆人うち寄りて、悲むこと限りなかりき。

中にも、正行は、父の顔の、あさましくかはりはてたるを見て、悲みのあまり、しばしば、ものをもいはでありけるが、やがて、ただならぬさまで、持佛堂の方へ行きたり。

母は、これをあやしみ、あとつけ行きて窺ふに、正行は、父が、かたみにとて留め置かれたる短刀にて、今や、自殺せんとせり。

窺

て、「われたとひ、戦死すとも、妾、かならず、今一度軍を起し、逆賊を滅ぼして、大君の御心を安んじ奉れ。」と、御遺言せられしにあらずや。汝、まのあたり、かくとうけたまはり、われにも、つぶさに語りしものを、いつの程にか忘れける。今、かかるふるまひあらば、父の御遺言に背くのみか、大君の御ためにも、不忠の至りなり。」とて、との刀を奪ひ取れば、正行、今は、自殺を思ひとどまりて、母もろともに



母は驚きて走り寄り、正行が小腕にとりつきて、「せんだんは、二葉より芳しといふ。汝幼なけれども、父が子ならば、忠義の道は、よく知るべし。故判官が、兵庫へ向ばれし時、汝を櫻井驛によび給ひ

## 教訓

その處に泣き伏したり。  
この後、正行は、母の教訓を守りて、父の遺言に背かざらんことをひたすらに心掛けつひに、忠臣孝子の鑑と仰ぎたふとばるるに至れり。

セシダシハ、ニ葉カラ芳シイトイ、テモ、ニ葉ノ時ニ枯レテシマヘバ、何ノカニモナイ。  
楠本正行ガ、自殺シヨウトシタノハ、マヨトニ、  
セシダシガ、ニ葉ノトキニ枯レヨウトシタノアアル。

## 鑑

## 袖

ヨノ時、ツノ母ガ、ネンエロニ教ヘサトシテ、ツノ自殺ヲトメナカツタナラバ、正行ハ、芳シイ名ヲ、世ニノコスコトガ出来ナカツクノアアル。

## 第十一課 櫻井の里

青葉しげれる櫻井の

里のあたりの夕暮れ  
木の下かげにこまとめて

世の行く末をつくづくと

しのぶ鑑の袖の上に  
散るは涙かはた露か

正成涙をうちはらひ  
あが子正行よびよせて  
父は兵庫におもむかん  
かなたのうらにて討死せん  
なんぢはここまで來たれども  
とくとく歸れふる里へ  
父上いかにのたまふも  
見捨てまつりてあれ一人  
いかで歸らん歸られん

捨

この正行は年ことは  
いまだ若けれどもともに  
つれ行き給へ死出の旅  
なんぢをこそより歸さんは  
あが私のためならず  
おのれ討死なさんには  
世は尊氏のままならん  
早くおひ立ち大君に  
仕へまつれよ國のため

このひとふりはいにし年  
君の賜ひし物なるど

惜  
この世の別れの形見にと  
なんぢにこれを贈るなり  
行けよ正行ふる里に  
なんぢの母は待ちません  
共に見送り見かへりて  
別れを惜むをりからに  
またも降り来る五月雨の

空に聞こゆるほととぎす  
誰かあはれときかざらん  
あはれ血に泣くとの聲を

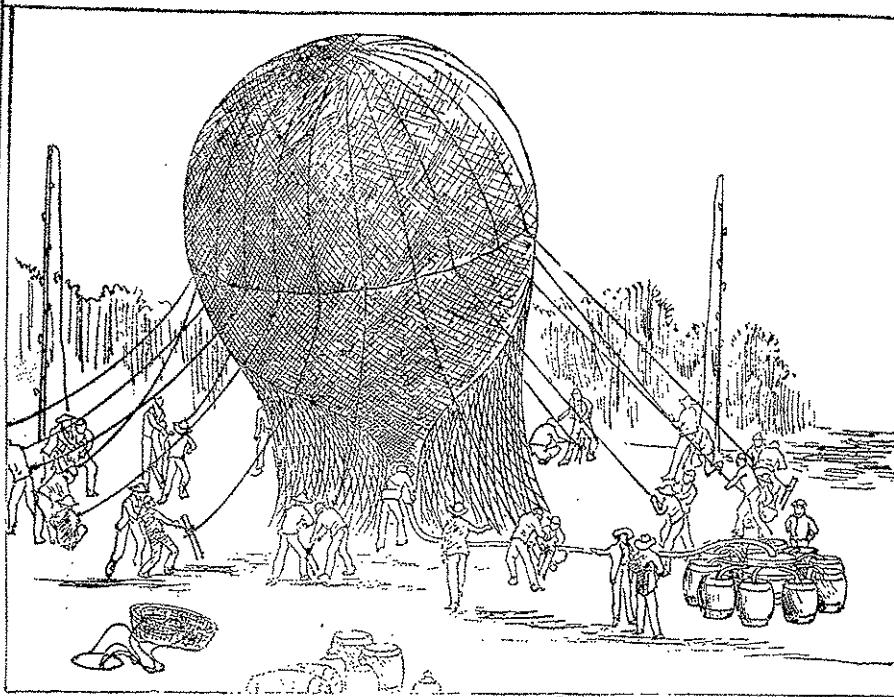
第十二課 風船

風船ハ、今ヨリ百年アマリ前ニ、ふらんす  
人ガ、始メテ發明シタモノデアル。ゾノ裝置  
ハ、ゴム引キノ縄デコシラヘタ大キナ裏ニ  
縄ヲカブセテ、縄ノ下ノ端ニ、一二人が乗ラ  
レルクラキノ籃ヲツルシタモノデアル。

壯快。

氷ヨリ輕イ物ガ、氷上ニ浮ブヨーニ、空氣ヨリ輕イモノハ、マタ、空中ニ昇ルモノデアル。ゾレユエ、風船ノ囊ニ、空氣ヨリモ輕イガスヲ充タスト、囊ハ、籃ト一緒ニ、高ク空中ヘ昇ツテユク。

風船ハ、海面カラ、ホトンド、ニ里半ノ高サマデ昇ルコトガ出來ル。ゾレユエ、モシ、風船ニ乗ツテ、高イ處カラ下界ヲ見下スト、ゾノ壯快ナコトハ、言葉ニイヒツクスコトガ出



來ナイサウデアル。  
シカシ、高ク昇レバ昇ルホド、空氣ガ薄クナルタメニ、呼吸ガ、ダンドン苦シクナツテ來テ、シマヒニハ、鼻カラ血ノ出ルコトガアル。マタ、寒サノキビシイ

蓋

傘

タメニ、指ガコゴエテシマフコトモアル。  
風船ヲオロサウト思フ時ニハ、囊ノ頂ニ  
設ケテアル小サイ孔ノ蓋ヲ閉イテ、中ノガ  
スヲ出スノデアル。ガスガ出テ、囊ガ縮マル  
ニツレテ、ゾノ傍ニアル。傘ノヨーナモノガ、  
ダンダン聞ク。サウシテ、シヅカニ、風船ヲ地  
面ニクダラセル。

水より軽きものの、水上に浮ぶと同じく、空氣  
より軽き物も、また、空中に昇るなり。かの風船は、

實に、この理によりて發明せられたり。

風船の囊に充たすがすは、多くは、石炭がすな  
り。おもちゃの風船玉などには、多く、すいとがす  
を充たす。これ、石炭がすも、すいとがすも、空氣よ  
りは、はるかに軽きものなればなり。

### 第十三課 烟の目方

いかなるものでも、目方のないものはな  
い。ただ、どの目方に、軽いと重いとの相違が  
あるばかりである。

烟のよーなものでも、かならず、目方はあ

有無

るのであるが、それが、ちょっとはかれないのであるが、誰も目方の有無を疑つて居る。この事について、昔、英國の女王エリザベスと、理學者ラレーと、あらそはれたことがあつた。

ラレーは、「烟も、やはり、一つの物でありますゆゑ、目方のないはずはありません」と申しあげ、女王は、「烟は、上に昇るものであるゆゑ、目方のあるはずはない」と仰せられた。

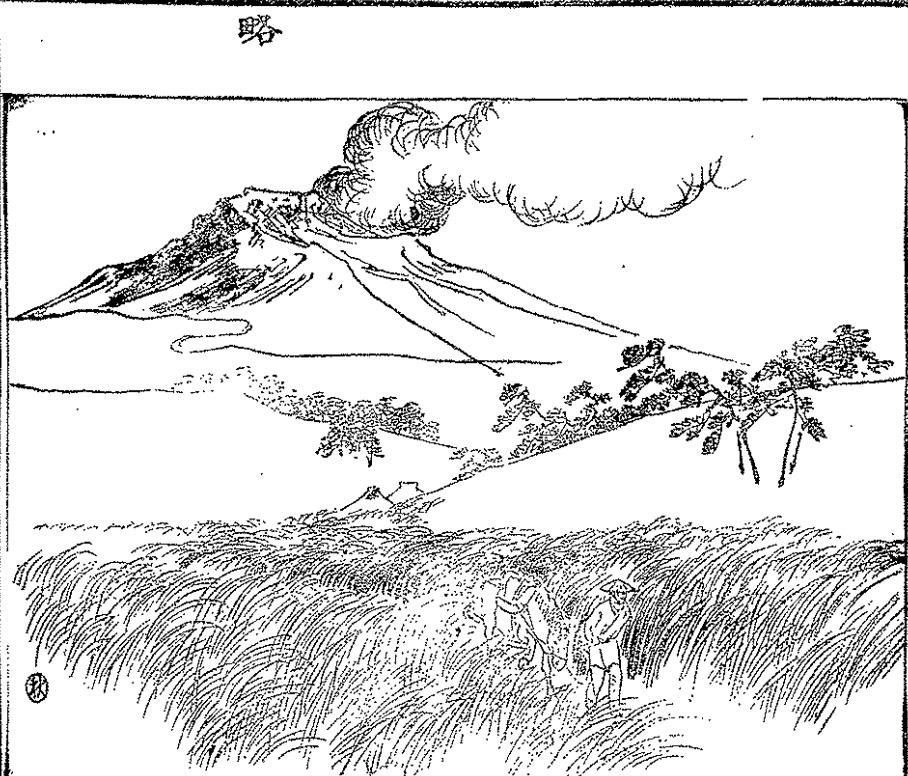
そこで、ラレーは、一つまみの煙草を持つて、女王の御前に出て、「臣は、この煙草から巻き上る烟の目方をはかつて、御覽に入れませう」と申し上げた。女王は、「それはおもしろい。見たいものである」と仰せられた。

やがて、ラレーは、御前に天秤を持って出て、その煙草をはかり、これに火をつけ、またく燃えをはつたあとで、その灰をはかつて見た。さうして、煙草の目方から、灰の目方

をひき去つて、この残つただけが、烟の目方であります。と申し上げた。これには、女王も舌をまかれたといふことである。

#### 第十四課 噴火山

漫 地球の内部は、はなはだ熱きものなり。ゆゑに、地上の水、もし、地中に浸みこみて、どの熱き處に達するときは、熱のために水蒸氣となり、強大なる力を生じて、土や岩を破り出づ。かかるはたらきを噴火といふ。



その噴き出す勢にて、焼石・灰・とけたる岩などの押し出され、穴の周圍に高く積もりたる處を噴火山といひ、また、略して、火山ともいふ。

噴火山を横より

## 漏斗。

見れば、との形、ほんとすり鉢をふせたる  
が如し。また、上より見れば、中央、深くくぼみ  
て、との形、あたかも、漏斗の如し。

## 徵候。

噴火山には、信濃の淺間山、肥後の阿蘇山  
の如く、現に噴火するものあり。また、富士山  
、磐梯山の如く、時として噴火するものあり  
。磐梯山は、久しき間、噴火の徵候だになか  
りしゆゑ、火山と思ふ人は、ほんとあらざ  
りしが、明治二十一年七月十五日、突然噴火

## 噴

して、岩石ほとばしり、土砂飛散し、これがた  
めに噴されたる人家、およそ百戸、埋められ  
たる地積、およそ五方里に及びけり。ことに  
痛ましかりしは、一時に五百餘人の死傷者  
を出しけることなり。

## 第十五課 類焼を見まふ

昨夜は、ことの外、風はげしかりしに、をり  
から、御隣家より出火し、御類焼なされた  
るよし。誠に、御氣の毒の至りに存じ候。早

怪我。

粗飯。

遠慮。

速かけつけて、御手傳ひいたすべきはするに、をりあしく、親戚へまゐりをり、ただ今、歸宅したるよーの次第にて、御無禮いたし候。皆様には、別に、御怪我もなく御立ちのきなされたるか、御あんじ申し居り候。取りあへず、粗飯一ひとつ、煮菜一重さしあげ候。下男には、御跡のかたづくまでは、御手傳ひいたすべき様、申しつけ置きたれば、御遠慮なく、御使ひ下さるべく候。

勿々。

返事

一昨日は、早速御見まひ下され、有りがたく御禮申し上げ候。當夜は、遅くまで來客あり、一同、まだ床につき申さず、下男等も、をりよく、うちとろひ居りたるため、火事と聞くやいなや、老父母および子供は、東町の親類にあづけ、必要な諸道具も、大抵は持ち出しだれば、御安心下されたく候。

男衆

御男衆などのお骨折によりて、跡かたづけも、今日にてすむべしと存じ候。右御禮申し上げ候。勿々。

### 第十六課 善く働き善く遊べ

犬鳥圭介氏、かつて、英國より歸りて後、人に語りて曰く、

「英人の職務をとるや、時を誤らずして業につき、嬉戯せず、雜談せず、茶を飲まず、煙草をすはず、一心に、その業務を勵み、すこしの

謙  
雑談

ひまも、休息することなし。故に、との事業、著として舉り、成功、きはめてすみやかなり然るに、終業の时限となれば、早々業をやめて、家に歸り、服を改めて戸外に出て、あるひは、馬をはせ車を飛ばし、あるひは、釣を垂れ船を浮べ、就業の間沈黙なりし人は、談笑やまざる人となり、業務に専心なりし人は、たえて業務を思はざる人となり、日暮となれば、家に歸りて、家族と、樂しく食卓にむか

沈默

食卓

ふを常とす。

英人のするところ、おほむねかくの如しこれ、その事業に刻苦するにもかかはらず、心身、勇壯活潑にして、常に餘力あるゆゑとなり。

おもふに、あが國の人民は、よく働きよく遊ぶ習慣、すこぶるとぼしきが如し。この一事は、英人を模範とせんこと、わがもつとも望む所なり」と。

善ク勵キ善ク遊ア人ハ、仕事モハカドリ、カラ  
テモスコヤカニナフテ、常ニ、愉快ナ月日ヲ送リマス。

コノ反對デ、不規律ガ習慣トナッタ人ハ、仕事モハカドラズ、カラダモヨワクテ、常ニ、不愉快ナ月日ヲ送リマス。

ソレユエ、我等ハ、ツネニ、規律ヲ守ラテ、善ク勵キ、善ク遊ア習慣ヲツケネバナリマゼン。

### 第十七課 平田篤胤

平田篤胤は、羽後國秋田ノ人ナリキ。幼ヨリ心敏ク、モツトモ、學問ヲ好ミタレバ、學業

才學。

ツトニ、衆ニ秀デタリ。學友等、ソノ才學ヲテ  
 タミ、アル日、師ノモトニテ輪講ノヲリ、イロ  
 イロト質問シテ、篤胤ヲイギメントシタリ。  
 ソノ時、篤胤ハ、問ニ應ジテ、スラスラト答  
 ヘタレバ、學友等ハ、コレヨリ、深ク篤胤ニ心  
 服シタリ。

二十歳ノ春、篤胤、大イニ感ズルトコロア  
 リテ、江戸ニ赴カンントシ、ワヅカニ一兩ノ金  
 ヲ携ヘテ、故郷ヲ出テタリ。

著



カクテ、野ニ卧シ山  
 ニ寝ネ、ヤウヤウ、江戸  
 ニ近キ渡シ場マデ來  
 リタリ。ゾノ時、モハヤ、  
 渡シ錢ダニナカリシ  
 カバ、箸物ヲ頭上ニ結  
 ピツケテ、ゾノ川ヲ泳  
 ギ越シタリ。

篤胤ハ、江戸ニ箸キ

テヨリ、アルヒハ、荷車ヒキトナリ、アルヒハ、  
商家ノ飯タキトナリ、獨力ニテ、ロスギヲナ  
シツツ、才陰ヲ惜ミテ書ヲ讀ミタリ。コノコ  
ト、ツヒニ、板倉侯ニ聞コエケレバ、侯ゾノ篤  
學ニ感シテ、家臣平田某ノ養子トナシ、大イ  
ニソノ志ヲ助ケタリキ。

篤胤ハゾレヨリ、モツバラ、學問ニ心ヲ潛  
ムルコトヲ得テ、ツヒニ、皇道ヲ發揮シ、春滿  
眞淵・宣長トアハセテ、國學ノ四大人ト仰ガ

## 晋

ルルニ至レリ。

第十八課 愛國少年

むかし、スペインから、イタリーへ向つて  
出た郵船の乗り合ひの中に、十一になるイ  
タリ一歳れの一年があつた。

この少年は、もと、手品師につかはれて、フ  
ランスや、スペインなどを興行し廻つて居  
たものである。親方のむごい扱ひにこらへ  
きれないので、自國の領事館に保護を頼ん

## 興行。

だゆゑ、領事は、ふびんに思つて、イタリ－の親元へかへすために、この郵船にのせたのである。

乗り合ひの客の中に、この少年をあはれんて、金をあたへたものがあつた。少年は、吊り床に入つて、この金で、親や兄弟や友達への土産物や、自分の好きな物などを買はう。ひとり、にこにこ喜んで居た。

すると、前に金をくれた客たちが、いろいろ

の話を始めた。ある一人が、「イタリ－のはたゞやは、實にきたない。イタリ－の道はせまい。建物も、低くて小さい」とすると、また他の一人が、「イタリ－の役人は無學だ。イタリ－一人は、一たい、清潔

## 清潔

といふことを知らない國民である。としました。

貧乏の言葉のをはらない内に、そこへ貨幣を投げるものがあつた。たとひ貧乏はして居ても、おれの國の惡口をいふ奴からは、一文ももらはないぞ。といふ銳い聲が、たちまち、吊り床の中から發せられた。

昔、いたり一國ニ一人ノ少年アリキ。ソノ家貧シカリシカバ、幼少ヨリ、手品師ニ使ハレテ、諸國

ラメグリアルキケリ。

ヨノ少年、カツテ、すべいん國ヨリ、船ニ乗りテ本國ニ歸ルトキ、乗リ合ヒノ客ニ、多クノ金ラメグマレテ、喜ビ居タリキ。ヤガテ、ソノ人々ノ、いたり一國ヲアシザマニイフテ聞キテ、大イニ怒リ、「身貧シトモ、ワガ國ヲソシルモノヨリハ、一文モラハズ。」トテ、コトエトク。ソノ金ヲナゲステケリトイフ。

### 第十九課 裁判三題

#### 木の證人

昔、一少年、友人に預けたる金を取り戻さ

んとしけるに、友人は「金を預りたる覚えなし」といひたり。よりて、その少年は、これを裁判所に訴へたり。

判事は、原告に向ひ、「汝、何處にて、金を預けたるか」と問ひしに、原告は、「ある木の蔭にて預けたり」と答へたり。

判事は、「さらば、その木を證人に呼び出すべし」と告げ、ただちに、その手續を行ひたり。

ややありて、判事は、時計を見ながら、「もはにあらず」と口ばしりたり。

判事は、これをききて、「汝、その木の所在を忘れざりしは、何よりの證據なり」とて、左の如く判決したりとぞ。

被告が、原告ヨリ金ヲ預カリシコトハ、自身ノ答ニテ明カナリ。ヨリテ、ゾノ金ヲ原告

告ニ返スベシ。

金ぬす人

昔、ある人、「隣家のゐざりに金を盗まれたり」と訴へ出でたり。

検事は、ただちに、右のゐざりを捕へしめ、また、その釜をとりおさへて調べたるに、ゐざりは、「私は、両手にてゐざりあるければ、釜を盗みても、持ち歸るべき様なし。」といひたり。判事は、ゐざりに向ひ、「盗みたるにもあら

ぬ汝の訴へられしは、氣の毒なり。との釜を汝に與ふべければ、持ち歸れ。」といひ渡したり。よりて、ゐざりは、大いに悦び、釜をとり、頭にかぶりて、ゐざり出でたり。

一判事は、これを見て、「横著ものめ。汝の盗みしに相違なし。」といひたれば、ゐざりは、驚きて、おもはず平伏したりとぞ。

毛の無罪

昔、一貴人、ある家ののき下を通りたるに、

毛。元。

平。伏。

悦

拘引。

屋上の毛、風に吹き落されて、貴人の頭を傷つけたり。

との毛は、検事の告發によりて、法廷に拘引せられ、今にも罪に處せられんとしたり。との時、風は、窓より入りて、書類を吹き飛ばし、檢事の面を打ちたり。辯護士は、これを見たるに、判事にむかひて、貴人を傷つけたるは、風にして毛にあらず。只今、書類が、檢事の面を打ちたるもの、風のためなるにて明

かなり」と、辯護したれば、毛は、無罪となりて元の屋上へ戻されたりとど。

### 第二十課 内地雜居

數年前までは、外人の居留地を、ある區域内に限りしが、明治三十二年七月よりは、改正條約、實施せられ、國內、何れの土地にも、外人の居住することを許されたり。

されば、内地に雜居する外人は、これより次第に増加し、従ひて、内外の人民、軒を並べ

實施。

區域。

軒

て、商業を營むこともあるべく、あるひは、力を合せて、工業を起すこともあるべし。また、青年者の間には、共に學び、共に遊び、互に往来するものもあるべし。

されど、外人は、元來、わが國民と、との風俗習慣を異にするものなれば、あれの、常事としてあやしまざるふるまひも、かれに不快を感じしむることあるべく、また、かれの懲なるふるまひも、われには、かへつて、無禮に

## 懲

思はあるることもあるべし。かくては、あひ互の間おもしきからずして、何事をなさんにも、不便多かるべし。

されば、わが國民たるもののは、つとめて、かれの事情を詳かにし、また、わが事情をかれに通じ、信義を守り、深切を盡して、かれと交り、決して、かれのあなどりをうけず、また、わが品位をおとさず、外人をして、知らず知らず、わが美風に感化せしめんことを心掛く

## 詳

へし。

内地難居ニ關スル 詔勅ノ中ニ「善ク遠人ニ  
交リ、國ノ品位ヲ保テ。トイフ御コトバガアリマ  
ス。コレハ、信義ヤ深切ヲ以テ、外人ヲナツケネバ  
ナランツ。マタ、外人ニアナドラレ、國ノ品位ヲオ  
トシテハナランツ。」トノアリガタイ御サトシア  
アリマス。

我等國民タルモノハ、片時タリトモ、コノ御サ  
トシヲ忘レチハナリマゼン。

### 第二十一課 三十五勇士

明治二十八年七月十一日、ワガ軍ノ一隊

## 征伐匪

ハ、大姑<sup>カウ</sup>陥<sup>カン</sup>ナル土匪ヲ征伐セントシ、マツ、糧  
食ヲ船ニ積ミ、三十五人ノ勇士ニマモラセ  
テ、大姑陥川ヲサカノボラシメキ。

船ノ三角湧ニ近ヅケル時、數多ノ土匪、不  
意ニアラハレ、ワガ糧食ヲ奪ハントシケリ。  
櫻井特務曹長、一同ヲ指揮シテ、岸ニ上リ、  
コレト戰ヒシガ、衆寡敵セズ、三人五人ト次  
第ニ討死シテ、オノレモ、マタ、ツヒニ、敵丸ニ  
タフレケリ。

曹長。  
衆寡。

江橋軍曹、コレヲ見テ日本男子ノ死スベキ時ハ、今ナルゾ。トサケビツツ、眞先ニ進ミケレバ、殘レル兵士モ、ワレ劣ラシト、敵中ニ突キ入り、激シク戰ヒケリ。

カカル中ニ、江橋軍



懸道

曹ヲ始メ、ミカタハ多ク討死シ、殘ルハ、ワヅカニ四人トナリケリ。

ソノ中ナル田中一等卒ハ、事ノオモムキヲ本隊ニ通ゼンモノヲト、辛クモ、ソノ場ヲ遁レ出デ、アル小池ニ身ヲ潛メテ、夜ニ入ルヲ待チシガ、アヤニク、明月天ニ懸カリテ、晝ノ如クナリシカバ、陸上ヲ行カシハ危カラントテ、銃ヲ抱キテ川ニ入り、流レニ從ヒテ下リケリ。

跳

夜明ケ近キ頃、人馬ノ聲ニ驚キ、堤ニ上リテ、ヒソカニ様子ヲ窺ヒシニ、ウレシヤ、ワガ軍ノ進ミ來ルニテアリケレバ、勇ミテ跳リ出デ、事ノ由ヲ本隊ニ知ラセケリ。

殘ル三人ノ中、二人ハ、辛ウジテ本隊ニ歸リシガ、一人ハ、ツヒニ、歸リ來ラザリキ。

第二十二課 喇叭卒

聞くもいさまし喇叭卒

曉々



たちまち飛び来る流れ丸

胸にあたりてどーと伏す

伏すもゆるめぬ喇叭の手

いよよはげしく吹き鳴らす

トツトツトツトツトツトツトツ

みかたの勇氣おとさじと

忠義の息を吹き込むる

呼吸のたびに送る

血しほに喉をうるほして

### 猴遊

吹けどもあはれ蟲の息

次第に弱る喇叭の音

トツトツトツトツトツトツトツ

心はやだけにはやれども

急所のいたでにこらへかね

喇叭の聲とつく息と

たえしはおなじ一瞬時

かはるはみかたが成歡の

とりで乗つとり祝ふ聲

### 瞬時。

# パンザイバンザイパンバンザイ

新編國語讀本高 等 小 學 校 卷四

兒 童 用

卷四

明治三十四年六月廿五日印 刷行  
明治三十四年六月廿八日發行  
明治三十四年八月四日訂正再版印刷  
明治三十四年八月八日訂正再版發行

新編國語讀本高等科	
卷一	金二十錢
卷二	金二十錢
卷三	金廿一錢
卷四	金廿一錢
卷五	金廿二錢
卷六	金廿三錢
卷七	金廿四錢
卷八	金廿五錢

不許

著者 小山左文二  
著者 武島又次郎  
印刷行者兼 株式會社普及舍  
右社長 右山田禎三郎

東京市日本橋區本町一丁目十一番地

發賣所

五車堂株式會社

注意

- (一) 本社出版の書籍は専ら堅牢ならんことを期し常に紙質を擇び調製に注意致し居り候へども多數の中或は粗製のものなしとも申しかね候。萬一かくの如きものこれあり候はば御手數ながら御注意を煩はしく候然る上は必ず無代價にて堅牢なるものと御引換申すべく候。
- (二) 本社出版の書籍はいかなる僻遠の地方にありても定價を超過して賣り捌かしむることこれなく候。もし此れに相違の事實御發見相成り候はば御一報下されたく候。
- (三) 本社にて販賣いたす出版の書籍は本社へ直接御註文の分に限り書籍部數の多少に係らずその運賃の悉皆を

